



「須賀川市農地等の利用の最適化の推進に関する 意見書」の提出について

令和7年9月22日

<問い合わせ先>

担当：農業委員会事務局 吉田

直通電話：0248-88-9165

Eメール:nogyoin@city.sukagawa.lg.jp

報道機関各位

須賀川市農業委員会（会長 和田 博文）は、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、須賀川市長に対し「須賀川市農地等の利用の最適化の推進に関する意見書」を提出することとなりました。

つきましては、取材いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 日 時 令和7年9月26日（金） 午後2時～

2 場 所 須賀川市役所 3階 市政経営会議室

3 意見の主な内容

- （1）担い手への農地利用集積について
- （2）遊休農地の発生防止・解消について
- （3）新規参入の促進について
- （4）農業振興対策について
- （5）地産地消・食農教育の推進について ほか

【参考】

農業委員会等に関する法律 第38条第1項

農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策（以下「農地等利用最適化推進施策」という。）を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。